

唐津市学校給食費に関するよくある質問

唐津市教育委員会事務局 学校給食課

目次

学校給食の申込みについて	3
Q. 「唐津市学校給食申込書」は毎年提出する必要がありますか。	3
Q. アレルギー等で給食を食べていませんが、申込書を提出しなければいけませんか。	3
学校給食費について	3
Q. 給食の1食単価はいくらですか。	3
Q. 給食回数とは何ですか。	3
Q. 学校によって給食費の金額が異なりますが、なぜですか。	3
Q. 3月分だけ給食費の額が異なりますが、なぜですか。	3
Q. 給食費はどのように支払ったらよいですか。	4
Q. 学校でも支払えますか。	4
Q. 納期限と口座振替する日はどのように知ることができますか。	4
Q. 納付書はコンビニの窓口払いや電子決済に対応していますか。	4
Q. クレジットカードやスマートフォン決済で納付できますか。	4
Q. 残高不足により引き落としされなかった場合は、どうすればよいですか。	4
Q. 支払いに手数料がかかりますか。	5
Q. 就学援助の支援を受けていますが、納付方法はどれになりますか。	5
Q. 特別支援教育就学奨励費の支援を受けていますが、納付方法はどれになりますか。	5
口座登録について	5
Q. 口座振替依頼書はどこでもらえますか。	5
Q. きょうだいがいるときは、1人ずつ口座を登録する必要がありますか。	5
Q. きょうだいで別々の口座を登録してもよいですか。	5
Q. 保護者以外の口座を登録できますか。	5
Q. 登録した口座からいつ振替が開始されるのですか。	5
Q. 進学や転校の場合、その都度、口座振替登録などの手続きは必要ですか。	5
Q. 中学校の卒業時や唐津市立以外の学校へ転校をするときに、口座振替の廃止手続きは必要ですか。	6
Q. 年度の途中で振替口座の変更はできますか。	6
Q. 就学援助や生活保護の支援を受けていますが、口座を登録しなければいけませんか。	6
給食費の調整について	6
Q. 学校で給食を食べなかったら、給食費は安くなりますか。	6

Q. 給食費が調整されるのはどのような場合でしょうか。	6
Q. 給食を止める連絡はどこにすればよいですか。	6
Q. 給食費はどのように返金されますか。	6
例) 給食費を調整できるかどうかの判断	7
各種提出書類について	8
Q. 市外の学校から唐津市立学校へ転校します。どのような手続きが必要ですか。	8
Q. 「児童手当・特例給付に係る学校給食費の徴収等に関する申出書」とは何ですか？	8
新1年生について	8
Q. 来年度、唐津市の小学校に入学します。どのような手続きが必要ですか。	8
Q. 就学時健康診断に参加できなかったとき、各書類はどこでもらえますか。	8
Q. 口座の手続きが間に合わなかったときは、どのように給食費を納付するのですか。	8
Q. 来年度、唐津市立中学校に進学します。どのような手続きが必要ですか。	8
給食費の支払いの相談について	8
Q. 給食費の支払いが困難です。どうしたらいいですか？	8
Q. 給食費の減免制度はありますか？	9
Q. 給食費を滞納した場合、どのような取組みをされますか。	9
Q. 口座不能通知(督促状)のはがきが届きましたが、納期限が過ぎています。このまま支払うことはできるでしょうか。	9

※学校給食費の無償化により、令和7年9月（令和7年度2学期）以降、保護者の負担は発生しません。

学校給食の申込みについて

Q. 「唐津市学校給食申込書」は毎年提出する必要がありますか。

A. 1回ご提出いただければ、唐津市立の小中学校に在学している期間（最長9年間）継続します。

Q. アレルギー等で給食を食べていませんが、申込書を提出しなければいけませんか。

A. 事前にアレルギー面談などで事前に食べないことを確認しますので、申込書の提出は不要です。ただし、牛乳だけを飲んでいる方や、牛乳を飲んでいない方など、給食の一部を食べている方は提出してください。

学校給食費について

Q. 給食の1食単価はいくらですか。

A. 小学校が253円、中学校が304円です。1食単価に「給食回数」をかけたものが1年間の給食費の金額になります。

令和7年度2学期から小学校が301円、中学校が362円となりますが、同時に無償化を開始するため、保護者の負担はありません。

Q. 給食回数とは何ですか。

A. 小学校196回、中学校190回を上限に、1年間の給食を実施する回数です。給食回数は学校ごとに決まるため、学校によって給食回数や給食費の金額は異なります。

Q. 学校によって給食費の金額が違いますが、なぜですか。

A. 上記のとおり、小・中学校で給食単価が変わり、学校によって給食回数が異なるため、給食費の金額はそれぞれ異なる可能性がございます。

Q. （令和7年度1学期まで）3月分だけ給食費の額が違いますが、なぜですか。

A. 1年間分の給食費を、5月～2月は定額で、3月に残りの金額をお支払いいただいているためです。

区分	一食単価	5月～2月分	3月分
小学校	253円	4,500円	残りの額
中学校	304円	5,250円	残りの額

給食費の支払い例（小学校、給食回数190回の場合）

一食単価（円）× 給食回数（回）＝ 年間の給食費の額（円）

年間納付額	5月～2月分	3月分
253円 × 190回 ＝ 48,070円	4,500円 × 10月 ＝ 45,000円	3,070円

Q. 給食費はどのように支払ったらよいですか。

A. 原則、口座振替でお支払いください。やむを得ず口座の登録ができない方は、5月中に納付書をお送りしますので、各金融機関の窓口などでお支払いください。

口座振替できる金融機関	納付書を使用できる金融機関等
佐賀銀行、唐津信用金庫、唐津農業協同組合、九州信用漁業協同組合連合会、九州労働金庫、ゆうちょ銀行	- 佐賀銀行、唐津信用金庫、唐津農業協同組合、九州信用漁業協同組合連合会、九州労働金庫、ゆうちょ銀行、福岡銀行、西日本シティ銀行、十八親和銀行 - 学校給食課

Q. 学校でも支払えますか。

A. 学校では納付できません。

Q. 納期限と口座振替する日はどのように知ることができますか。

A. 毎年4月中に学校を通じて「給食費のお知らせ」のプリントを配布します。また、納付書でお支払いいただく方には、5月中に納付書をご自宅に郵送します。どちらも、5月～3月の11回払いです。

区分	期日	備考
納期限	毎月末	土日祝日のときは直後の休日でない日
振替日	毎月26日	土日祝日のときは翌営業日

Q. 納付書はコンビニの窓口払いや電子決済に対応していますか。

A. 対応しておりません。各金融機関などの窓口で、現金でのお支払いとなります。

Q. クレジットカードやスマートフォン決済で納付できますか。

A. 納付できません。

Q. 残高不足により引き落としされなかった場合は、どうすればよいですか。

A. 後日、はがきで口座振替不能通知書を送付いたします。この通知が納付書となっておりますので、金融機関の窓口でお支払いください。

Q. 支払いに手数料がかかりますか。

A. 手数料は唐津市が負担しますので、保護者様のご負担はありません。

Q. 就学援助の支援を受けていますが、納付方法はようになりますか。

A. お支払いいただく必要はありません。ただし、支援が廃止となったときは給食費をお支払いいただく必要があります。

Q. 特別支援教育就学奨励費の支援を受けていますが、納付方法はようになりますか。

A. 特別支援教育就学奨励費の支援を受けている方は、奨励費が本人口座に支払われるため、給食費を納付いただく必要があります。

口座登録について

Q. 口座振替依頼書はどこでもらえますか。

A. 金融機関、学校給食課、各給食センター、学校の窓口にございます。

Q. きょうだいがいるときは、1人ずつ口座を登録する必要がありますか。

A. 口座は世帯ごとの登録となりますので、1人ずつ登録いただく必要はございません。

Q. きょうだいで別々の口座を登録してもよいですか。

A. 上記のとおり世帯ごとの登録となるため、同じ口座での登録をお願いしております。

Q. 保護者以外の口座を登録できますか。

A. できます。

Q. 登録した口座からいつ振替が開始されるのですか。

A. 原則、金融機関で手続きされた月の翌月の納付期限分から振替されますが、時期によって間に合わないことがあります。そのときは、ご自宅に郵送する納付書でお支払いください。

Q. 進学や転校の場合、その都度、口座振替登録などの手続きは必要ですか。

唐津市立の学校間での進学・転校	手続きの必要はございません。一度登録いただければ、中学卒業まで振替口座は継続します。
唐津市立以外から唐津市立の学校への進学・転校	手続きが必要です。詳しくは、「 各種提出書類について(P8) 」をご参照ください。
唐津市立以外の学校への進学・転校	唐津市での手続きは不要です(進学・転校先の学校で手続きが必要な場合がございますので、ご確認ください。)

Q. 中学校の卒業時や唐津市立以外の学校へ転校をするときに、口座振替の廃止手続きは必要ですか。

A. 必要ございません。

Q. 年度の途中で振替口座の変更はできますか。

A. 変更できます。ただし、時間を要する場合があります、変更が完了するまでは以前の口座から振替されます。

Q. 就学援助や生活保護の支援を受けていますが、口座を登録しなければいけませんか。

A. 認定の変更に迅速に対応するため、口座の登録をお願いします。

給食費の調整について

Q. 学校で給食を食べなかったら、給食費は安くなりますか。

A. 急な発熱やけがなどで学校を休んだ場合でも、事前に食材を発注しているため、その日に食べなかったことを理由に減額することはありません。ただし、災害やその他の事由で唐津市が学校給食を提供できなかったときは、提供できない期間の給食費を減額します。

Q. 給食費が調整されるのはどのような場合でしょうか。

A. 次のような場合があります。

①病気などで5日（休日等を除く。）以上、給食の提供を受けられないとき。

調整できるかどうかは、7ページのカレンダーをご確認ください。

②転入などで、月の途中から給食の提供を受けたとき。

給食を食べ始めた日から給食費を調整します。

③転出などで、月の途中から給食の提供を受けられないとき。

給食の提供を受けられなくなった日以降の給食費を調整します。

Q. 給食を止める連絡はどこにすればよいですか。

A. まずは通学されている学校に連絡してください。

Q. 給食費はどのように返金されますか。

A. 基本的には返金ではなく、毎年3月に納めていただく額を減額調整します。3月分で調整できないときは、振替口座へ還付します。なお、アレルギー等で給食の一部を食べない場合は、あらかじめ1回当たりの納付額を調整します。

例) 給食費を調整できるかどうかの判断

①給食費を調整ができるかどうかは、まず「5日（休日等を除く。）以上の欠席」となるかによって決まります。

カレンダー	10月	11火	12水	13木	14金	15土	16日	17月	18火	19水	20木	21金	22土	23日	24月	25火	判断
例1				欠席	欠席	－	－	欠席	欠席	欠席							土日を除いて5日以上 →調整できる
例2				欠席	欠席	－	－	欠席									土日を除くと3日 →調整できない

②次に、欠席期間の初日の5日前（休日等を除く。）までに連絡があれば、全ての欠席の日を調整（減額）できます。

【○:調整できる ×:調整できない】

カレンダー	10月	11火	12水	13木	14金	15土	16日	17月	18火	19水	20木	21金	22土	23日	24月	25火	結果
出欠								欠席	欠席	欠席	欠席	欠席					
5日前 連絡	連絡							○	○	○	○	○					17～21日の5日分を 調整
3日前 連絡			連絡					×	×	○	○	○					19～21日の3日分を 調整
当日連絡								連絡 ×	×	×	×	×					調整なし

※給食センターは食材の調整に時間を要しますので、長期休暇が分かったときはお早めに連絡いただくようお願いします。

各種提出書類について

Q. 市外の学校から唐津市立学校へ転校します。どのような手続きが必要ですか。

A. 「学校給食申込書」と「児童手当・特例給付に係る学校給食費等の徴収に関する申出書」を教育委員会又は学校にご提出ください。また、振替を行う金融機関の窓口で「唐津市学校給食費口座振替依頼書」をご提出ください。

Q. 「児童手当・特例給付に係る学校給食費の徴収等に関する申出書」とは何ですか？

A. 給食費が未納となったときに、保護者が受け取る児童手当から直接、給食費を支払うことができます。この申出書はそのことに同意する意思を示す書類になります。

新1年生について

Q. 来年度、唐津市の小学校に入学します。どのような手続きが必要ですか。

A. 秋ごろに実施する就学時健康診断のときに「学校給食申込書」、「児童手当・特例給付に係る学校給食費等の徴収に関する申出書」、「口座振替依頼書」を配布します。

「学校給食申込書」、「児童手当・特例給付に係る学校給食費等の徴収に関する申出書」は教育委員会に、「口座振替依頼書」は各金融機関の窓口にご提出ください。

Q. 就学時健康診断に参加できなかったとき、各書類はどこでもらえますか。

A. 学校給食課にお問い合わせください。

Q. 口座の手続きが間に合わなかったときは、どのように給食費を納付するのですか。

A. 口座振替が開始されるまでは、ご自宅に郵送する納付書で納付していただきます。

Q. 来年度、唐津市立中学校に進学します。どのような手続きが必要ですか。

A. 唐津市立小学校から唐津市立中学校へ進学される方は、特に手続きの必要はございません。給食費は引き続き現在登録いただいている口座から引き落とします。

給食費の支払いの相談について

Q. 給食費の支払いが困難です。どうしたらいいですか？

A. まずは学校給食課にご相談ください。児童扶養手当を受給しているなど、条件に合致すれば申請により就学援助の認定を受けられる場合があります。

Q. 給食費の減免制度はありますか？

A. 保護者の方が災害などにより住家に被害を受けたときなど、条件に合致すれば減免を受けることができます。学校給食課にご相談ください。

※令和7年度1学期までの学校給食費が対象となります。

Q. 給食費を滞納した場合、どのような取組みをされますか。

A. 納期限を過ぎてもお支払いがなかったときは、はがきで督促状を送付いたします。この通知が納付書となっておりますので、金融機関の窓口などでお支払いください。それでも納付いただけない場合は、裁判所における支払督促など、法的な手続きを開始する可能性があります。

Q. 口座不能通知（督促状）のはがきが届きましたが、納期限が過ぎています。このまま支払うことはできるでしょうか。

A. 口座不能通知、督促状に関わらず、納期限が過ぎたはがきでお支払いいただけます。

Q. 前月の給食費が口座から引き落とされず、未納になっています。翌月分の給食費にまとめて引き落とししてもらうことはできますか。

A. まとめて引き落とすことはできません。届いた口座不能通知や督促状のはがきでお支払いください。

このQ&Aは、令和7年6月23日時点の内容で作成しています。手続き方法や金額などは、今後、規則改正などにより変更となる場合があります。